

事務連絡
令和元年8月27日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

幼児教育・保育の無償化に伴う企業主導型保育施設における利用料の設定について（通知）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本年10月からの幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）に伴う企業主導型保育事業における対応については、8月19日付事務連絡「幼児教育・保育の無償化に伴う企業主導型保育事業における対応について（通知）」によりお示したところですが、同事務連絡のうち、「(4) 企業主導型保育施設における利用料の設定について」の補足を下記のとおりいたしますので、助成決定施設等へ周知をお願いいたします。

記

①無償化に伴う新たな利用料の設定の時期

本年10月より前に開所している企業主導型保育事業を行う施設（以下「企業主導型保育施設」という。）においては、本年10月分の利用料から、無償化に伴う新たな利用料の設定を行う。

②無償化に伴う新たな利用料の金額

本年10月より前に開所している企業主導型保育施設においては、無償化に伴う新たな利用料の金額について、以下のとおり設定する。

ア 3歳～5歳児

3歳～5歳児については、本年10月分の利用料の金額について、次のとおり設定する。

従前の利用料の金額（本年9月分の利用料の金額をいう。以下同じ。）から、副食費分の金額（4,500円）を減額した金額（当該金額が負の金額となる場合は、0円）を設定する。

その上で、無償化の対象となる児童の利用料について、さらに「利用者負担相当額」を減額した金額（当該金額が負の金額となる場合は、0円）を設定する。

イ 0歳～2歳児

0歳～2歳児については、本年10月分の利用料の金額について、次のとおり設定する。

無償化の対象となる児童の利用料について、従前の利用料の金額から、「利用者負担相当額」を減額した金額（当該金額が負の金額となる場合は、0円）を設定する。